

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

	ページ
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立高等学校学事通則等の一部を改正する規則	3
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	6
○ 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則	7
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	8

公布された法令のあらまし

- ◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
へき地教育振興法施行規則の規定によるへき地等学校の指定の見直し等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県立高等学校学事通則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続等について所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
兵庫県立むこがわ特別支援学校の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）
兵庫県立弓道場の機能を充実させるため新たに整備する附属設備の利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）
令和4年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第3号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

学校の区分	級地区分	市町名	学校名
へき地学校	2級	姫路市	坊勢小学校
			坊勢中学校

		南 あ わ じ 市	沼島小学校 沼島中学校 沼島学校給食センター
1 級		三 田 市	母子小学校
		加 東 市	鴨川小学校
		姫 路 市	家島小学校 安富北小学校 家島中学校 家島高等学校 家島学校給食センター
		宍 粟 市	一宮北小学校 千種小学校 一宮北中学校 千種中学校 千種高等学校 ちくさ学校給食センター
		豊 岡 市	高橋小学校 資母小学校
		養 父 市	建屋小学校
		美 方 郡 香 美 町	余部小学校御崎分校 余部小学校御崎冬季分校 小代小学校 小代中学校
		美 方 郡 新 温 泉 町	照来小学校
		丹 波 篠 山 市	西紀北小学校
		洲 本 市	鳥飼小学校 五色中学校
		南 あ わ じ 市	辰美小学校
	準へき地学校		西 脇 市
		宍 粟 市	波賀小学校 波賀中学校
		豊 岡 市	但東中学校
		養 父 市	大屋小学校 大屋中学校 関宮学園
		美 方 郡 香 美 町	長井小学校 射添小学校 村岡中学校 出石特別支援学校みかた校 村岡学校給食センター

	美方郡新温泉町	夢が丘中学校
	丹波篠山市	今田中学校
	洲本市	都志小学校 広石小学校
特別な地域に 所在する学校	豊岡市	合橋小学校
	美方郡新温泉町	温泉小学校
	丹波市	大路小学校
	丹波篠山市	今田小学校
	淡路市	北淡小学校 北淡中学校

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で施行日以後引き続き施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場（以下「学校等」という。）に勤務するものについては、改正後の公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、施行日以後のへき地手当の月額が施行日の前日に受けていたへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定によるへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日の前日のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 施行日の前日においてへき地学校若しくは準へき地学校又は特別の地域に所在する学校（以下「へき地等学校」という。）として指定されていた学校等で施行日以後へき地等学校として指定されないこととなるもの（学校等の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。）は、施行日の前日に当該学校等に勤務する職員で施行日以後引き続き当該学校等に勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日の給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。



兵庫県立高等学校学事通則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県立高等学校学事通則等の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校学事通則の一部改正)

- 兵庫県立高等学校学事通則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(成年に達した生徒等に係る読替え等)

- 第17条の2 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第7条及び第8条第2項の規定は、適用しない。

第2条	保護者（子に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した別に定める入学願書	別に定める入学願書
	保護者と連署した別に定める入学願書	別に定める入学願書
第6条第1項及び第6条の2第1項	書面に保護者と連署し、	書面をもって
第8条第1項	宣誓書とともに、保護者及び後見する者が連署した別記様式第4号による誓約書	宣誓書
第9条	保護者	生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒
第10条第1項	保護者と連署し、校長に	校長に
第11条第1項	保護者と連署し校長に	校長に
第12条	保護者と連署し、校長に	校長に
第17条	書面に保護者と連署し、	書面をもって

（兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部改正）

第2条 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「者は、」の右に「保護者（子に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した」を加え、同条第2項を削る。

第15条第1項中「（生徒が成年の場合は、後見する者とする。以下同じ。）」を削る。

第3章中第22条の次に次の1条を加える。

（成年に達した生徒等に係る読替え等）

第22条の2 通信制の課程の生徒として入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第16条及び第17条第2項の規定は、適用しない。

第11条	保護者（子に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した別に定める入学願書	別に定める入学願書
第15条第1項	保護者が連署した転学願	転学願
第15条の2	書面に保護者と連署し、	書面をもって
第17条第1項	宣誓書と共に、保護者及び後見する者が連署した様式第3号による誓約書	宣誓書
第19条	保護者又は後見する者	生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒
第20条第1項	保護者が連署した休学願	休学願
第21条第1項	保護者が連署した復学願	復学願
第22条	記し、かつ、保護者が連署した退学願	記した退学願

（兵庫県立特別支援学校学事通則の一部改正）

第3条 兵庫県立特別支援学校学事通則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により学校の高等部に入学しようとする者が成年に達した場合における同項の規定の適用については、同項中「保護者と連署した別に定める入学願書」とあるのは、「別に定める入学願書」と読み替えるものとする。

第5条中「及び第15条ただし書」を「、第15条ただし書及び第17条の2」に、「同規則第8条第1項中「別記様式第3号」とあるのは「様式第2号」と、「別記様式第4号」とあるのは「様式第3号」と」を「次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」に改め、同条に次の1表を加える。

第8条第1項	別記様式第3号	様式第2号
第8条第1項及び第17条の2	別記様式第4号	様式第3号

(兵庫県立中等教育学校学事通則の一部改正)

第4条 兵庫県立中等教育学校学事通則(平成14年兵庫県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により転学しようとする生徒が成年に達した場合における同項の規定の適用については、同項中「書面に保護者と連署し、」とあるのは、「書面をもって」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「及び第16条」を「、第16条及び第17条の2」に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「生徒」の右に「(以下この項において「生徒等」という。)」を加え、「保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。)」を「保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいい、生徒等が成年に達した場合は、当該生徒等をいう。以下同じ。)」に、「保護者の」を「保護者等の」に改める。

別表第1の1の部備考5及び備考6、同表1の2の部備考2及び備考3並びに同表16の部備考2及び備考3中「保護者」を「保護者等」に改める。

(兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部改正)

第6条 兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則(昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者(親権を行う者又は後見人)」を「保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいい、申請者が成年に達した場合であって当該申請者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者)」に、「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第5条第1項中「なくなつた」を「なくなった」に、「その旨をその」を「、その保護者等と連署した届出書(様式第2号)に同条の規定に該当しなくなったことを証する書類を添えて、」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

別記様式中「別記様式」を「様式第1号」に、「保護者」を「保護者等」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び兵庫県立姫路聴覚特別支援学校」を「、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校及び兵庫県立むこがわ特別支援学校」に改める。

別表第1兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立むこがわ特別支援学校	本校	聴覚障害者又は知的障害者
----------------	----	--------------

別表第2兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立むこがわ特別支援学校	本校	高等部	本科	普通科
----------------	----	-----	----	-----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、別表第1兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える改正規定（「聴覚障害者又は」に係る部分に限る。）及び別表第2兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。



兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表4の部を次のように改める。

4 兵庫県立弓道場

(1) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額		備考
持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき	250円	持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。
シャワー	利用時間5分につき	100円	

(2) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額		備考
弓道に関する講座	1人1講座につき	6,300円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

様式第4号中

「

利用施設の名称	近 的 場	遠 的 場
---------	-------	-------

」

を

「

利用施設の名称	
附属設備の名称	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第7条の表中

「

教職員課	管理・免許班 給与・業務改善班 人事班 考査班
------	-------------------------

」

を

「

教職員企画課	管理・免許班 給与・業務改善班
教職員人事課	人事班 考査班

」

に改め、同表スポーツ振興課の項中「国際広域スポーツ班 神戸マラソン推進班 スポーツ振興事業班」を「広域スポーツ班 マラソン班」に改め、同表WMG2021推進課の項を削る。

第9条第3号中「教職員課」を「教職員人事課」に改め、同条第9号中「教職員課」を「教職員企画課」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「教職員課」を「教職員企画課」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、同条第3号中「教職員」の右に「（県立学校の教育職員及び県費負担教職員をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第1号とし、同条中第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、第10号を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

（教職員人事課の事務）

第11条の2 教職員人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (2) 教職員の表彰に関すること。
- (3) 教職員の研修に関すること。
- (4) 県立教育研修所に関すること。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第73条の表中「教職員課」を「教職員人事課」に改める。

第74条の表人事管理員の項の次に次のように加える。

官	本庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
---	----	---------------------

第74条の表中「教職員課」を「教職員人事課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。